

決 定 書

異議申出人

相模原市南区御園5丁目5番20号
大槻和弘

異議申出人の代理人

横浜市港北区新横浜2丁目5番26号
新横浜SSビル702号 妹尾法律事務所
弁護士 妹尾孝之

上記異議申出人から平成27年4月27日付けをもって提起された同年4月12日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、相模原市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を認容する。

本件選挙における当選人小林丈人の当選は、これを無効とし、異議申出人大槻和弘を当選人と決定する。

異議の申出の要旨

1 異議の申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙における最下位で当選人となった小林丈人（以下「当選候補者」という。）の当選を無効とし、次点である大槻和弘（以下「次点候補者」という。）を当選人とすることの決定を求める。

2 異議の申出の理由

（1）本件選挙の開票事務に従事したとされる者から匿名により通報があり、開票作業において、次点候補者に有効と思われる票が数票存在したが無効票と判断された。

また、次点候補者の有効票と判断されるべき票が、同姓の候補者である大槻研（以下「同姓候補者」という。）と数票按分された。当選候補者と次点候補者の票差は、僅か0.661であり、通報の内容が事実であれば、次点候補者の得票数は当選候補者を数票上回り、次点候補者は当選人となる。

（2）当委員会は、開票事務における内部からの通報であることを重視し、次点候補者と同姓候補者の按分とされた票及び2,487の無効票を開示し、公平かつ公正な手段によってそれぞれの票を点検し、次点候補者の得票数を再確定すべきである。

決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議の申出を受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

(1) 相模原市南区選挙管理委員会(以下「南区委員会」という。)事務局から開票事務に係る聞き取りを行うとともに書面による調査を実施した。合わせて、開票事務に従事した職員からも状況を確認した。

その結果、申出人が主張する理由について事実確認はできなかったが、一部の投票の開披再点検が必要であると判断した。

(2) 開披再点検の対象は、申出人が主張する無効票及び「大槻」の按分票に加え、按分の基礎となる次点候補者と同姓候補者の有効票の計3種類、7,888票とした。

1 開披再点検における投票の効力判定について

当委員会は、平成27年5月20日に南区委員会が保管する本件選挙の投票全てを職権により提出を求め、申出人及び利害関係人、南区委員会の立会いのもと、投票用紙保存箱の梱包及び封印に異常のないことを確認したうえで、開披再点検を行った。

(1) 再点検の対象とした7,888票を再計数した結果、無効票のうち白票の票数について相模原市議会議員選挙南区選挙区選挙会(以下「選挙会」という。)で決定した1,683票に対して1,691票あり、8票の増加があった。このため、平成27年4月12日に開票された残り全ての投票を再計数し、選挙録と照合した結果、白票以外に票数の相違はなかった。

(2) 「大槻」の按分票12票の効力判定では、申出人が主張する次点候補者の有効票と判断されるべき票が、同姓候補者と数票按分されたとの事実は確認できなかった(別記1「按分票一覧」参照)。

(3) 按分の基礎となる次点候補者と同姓候補者の有効票の効力判定においても、それぞれの有効票以外の票が混入する事実は、確認できなかった。

(4) 無効票については、その無効事由ごとに効力判定を行ったが、公職選挙法(以下「法」という。)第68条第1項第8号に規定する「公職の候補者の何人を記載したかを確認できないもの」の票束の中に、次点候補者の有効票と判定できる投票が1票存在した(別記2「無効票から有効票に異動すべき投票」参照)。

別記2の投票は「大つきか ひ」と記載されており、氏は「大槻」と判断され、次点候補者及び同姓候補者と一致している。名は「か ひ」との記載から次点候補者の名である「かずひろ」の「か」と「ひ」が一致しているが、同姓候補者の名とは一致しない。

また、他の候補者の名に類似するものはなく、投票全体の記載から別記2の投票は「大槻かずひろ」候補の有効票と解するのが相当である。

なお、選挙人の投票意思の判定においては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の

誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」(昭和31年2月3日最高裁判決)とされており、その判例からも別記2の投票は次点候補者の有効票となると判断される。

(5) このことから、選挙会が確定した按分票を加える前の次点候補者の得票数3,296票は、当委員会がこの度有効票と決定した1票を加算することにより、3,297票となる。

また、按分票についても同姓候補者の按分票数が4,660票から4,659票となり、次点候補者の按分票数は7,339票から7,340票となる。

この結果、同姓候補者の得票数が2,097,659票、申出人である次点候補者の得票数は、3,304,340票となり、選挙会決定の当選候補者の得票数である3,304票より0,340票上回る事となる。

なお、本件異議の申出に影響があるものではなかったが、無効票のうち白紙投票数が選挙録記載より8票多いことが確認できたため、投票総数の102,298票を102,306票に改める。

以上のとおり、次点候補者の得票数は当選候補者の得票数を上回ることから、本件選挙の当選候補者の当選を無効とし、新たに次点候補者を当選人とする決定をするよう求める主張には理由がある。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

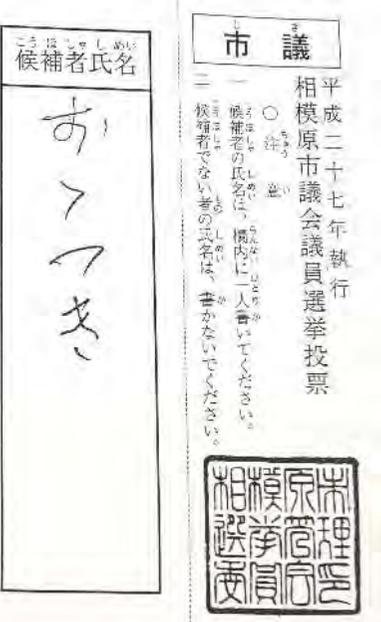
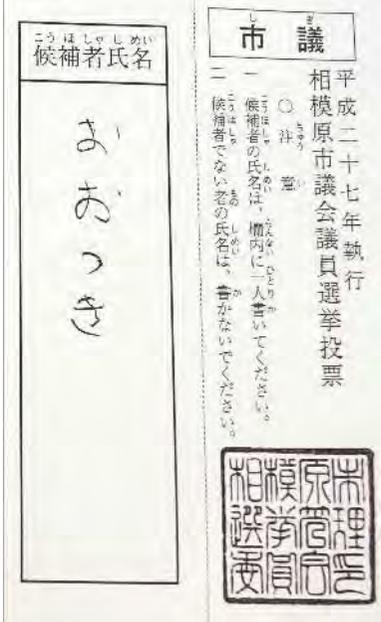
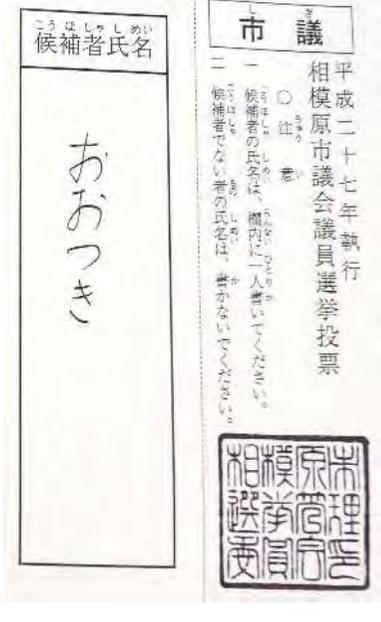
平成27年5月25日

相模原市選挙管理委員会
委員長 井上 正明

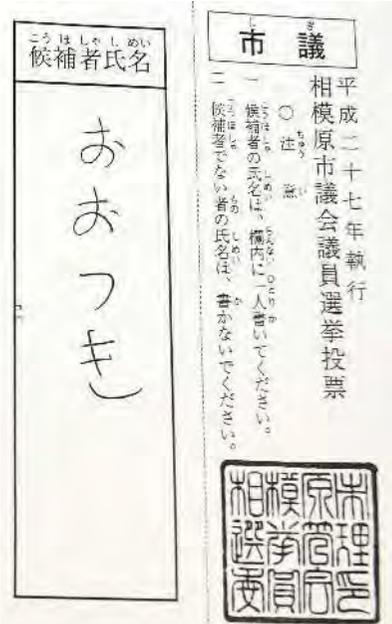
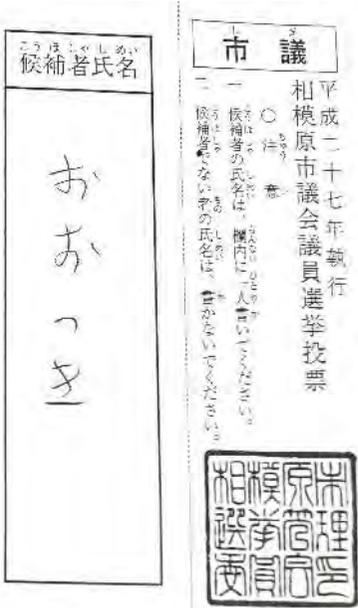
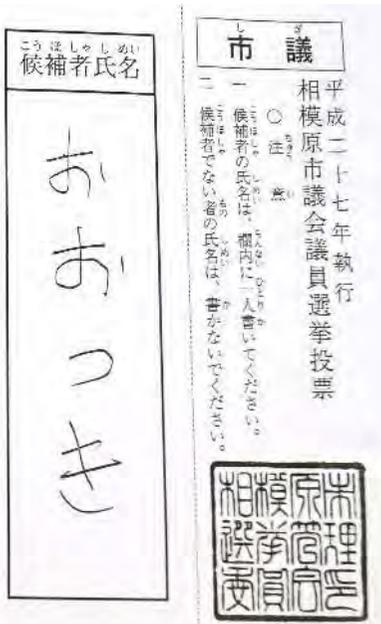
教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(法第206条第2項)。

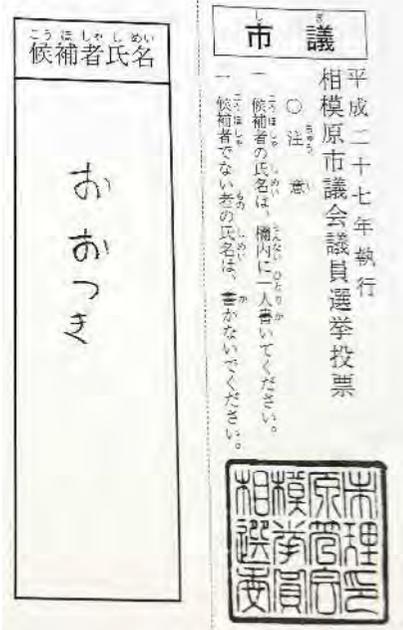
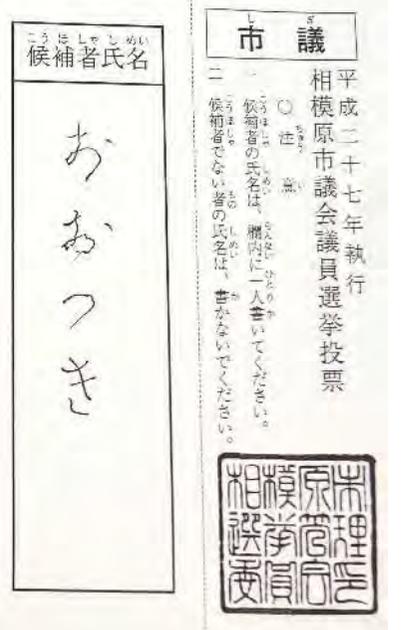
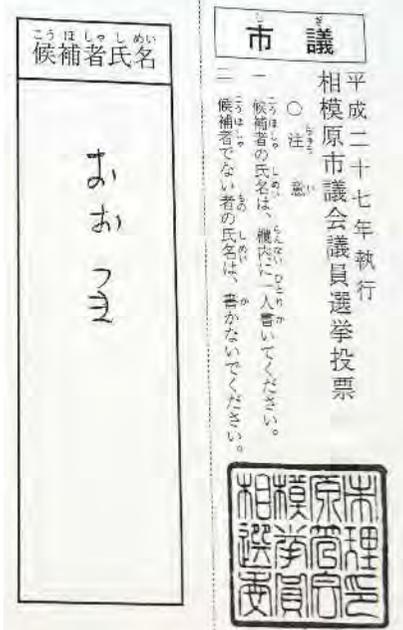
別記1 (按分票一覽)

番号	1	2	3
投票			
選挙会 決定	有効	有効	有効
当委員会 決定	有効	有効	有効

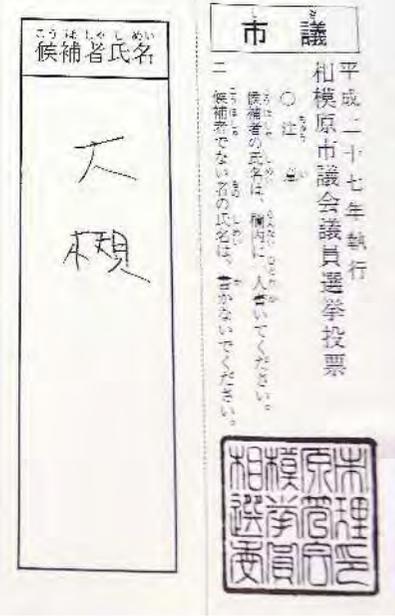
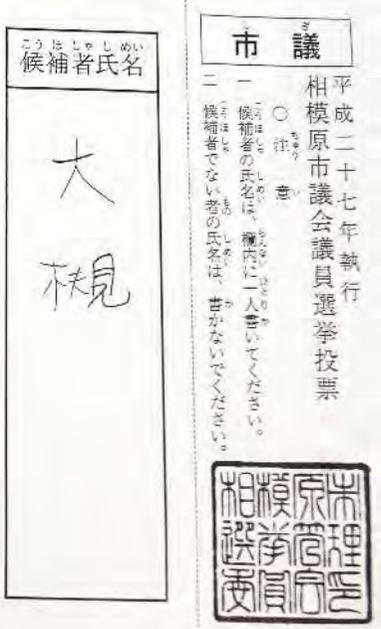
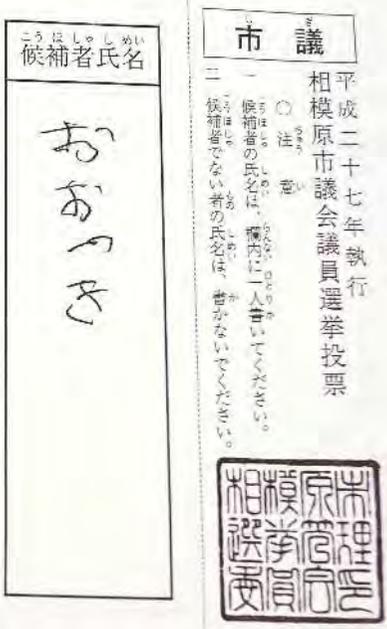
別記1 (按分票一覽)

6	5	4	番号
 <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票票</p> <p>候補者氏名 おあつき</p> <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票票</p> <p>候補者氏名 おあつき</p> <p>相模原市議政局 選挙管理委員会</p>	 <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票票</p> <p>候補者氏名 おあつき</p> <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票票</p> <p>候補者氏名 おあつき</p> <p>相模原市議政局 選挙管理委員会</p>	 <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票票</p> <p>候補者氏名 おあつき</p> <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票票</p> <p>候補者氏名 おあつき</p> <p>相模原市議政局 選挙管理委員会</p>	投票票
有効	有効	有効	選挙会 決定
有効	有効	有効	当委員会 決定

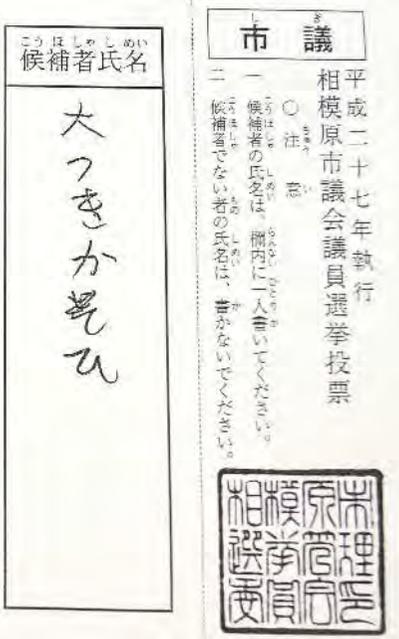
別記1 (按分票一覽)

9	8	7	番号
 <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票</p> <p>候補者氏名 おおつぎ</p> <p>○注意 一 候補者の氏名は、欄内に「入書」していただくこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。</p> <p>相模原市議会議員選挙</p>	 <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票</p> <p>候補者氏名 おおつき</p> <p>○注意 一 候補者の氏名は、欄内に「入書」していただくこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。</p> <p>相模原市議会議員選挙</p>	 <p>市議 平成二十七年執行 相模原市議会議員選挙投票</p> <p>候補者氏名 おおつき</p> <p>○注意 一 候補者の氏名は、欄内に「入書」していただくこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。</p> <p>相模原市議会議員選挙</p>	投票票
有効	有効	有効	選挙会 決定
有効	有効	有効	当委員会 決定

別記1 (按分票一覽)

1 2	1 1	1 0	番号
			投票票
有効	有効	有効	選挙会 決定
有効	有効	有効	当委員会 決定

別記2 (無効票から有効票に異動すべき投票)

1	番号
	投票
無効	選挙会 決定
大槻和弘 の有効	当委員会 決定